

## 弁護士意見書

私は、セコムパスポート for Web EV SSL 証明書 発行申請（以下「発行申請」という）を御社に提出した[申請組織名]（以下「顧客」という）の代理人です。関連する事実に関する知識と専門的判断及び専門知識の行使に基づいて述べる私の見解を、弁護士意見書（以下「本意見書」という）としてセコムトラストシステムズに提出するよう、顧客から依頼されました。

[任意：管轄地で慣例となっている弁護士意見書の前付を挿入してください。]

この根拠に基づき、私は以下の各事項が正しいことを表明します。

1. [申請組織の申請者の名前]は、顧客に以下の項目を行うことができます。
  - (ア) EV SSL 証明書の発行の際必要な、組織に関する情報を提供する
  - (イ) 1枚以上の EV SSL 証明書を要求する、または EV SSL 証明書を要求する他の人物を指名する
  - (ウ) セコムパスポート for Web EV サービス利用規定に定める関連する契約上の義務に合意する
  
2. 顧客が以下の場所に物理的存在及び事業所を有していること。  
住所 \_\_\_\_\_
  
3. 顧客が以下の電話番号を使用して会社が主張する事業所に連絡できること。  
電話番号 \_\_\_\_\_
  
4. 顧客が以下の金融機関に活動当座預金口座を保有していること。  
金融機関名 \_\_\_\_\_
  
5. 顧客が、インターネットで自社を識別するために以下のドメイン名の排他的使用权を有していること。  
申請したドメイン名 \_\_\_\_\_

6. 顧客組織名の英語表記が、以下であること

組織名の英語表記

---

[任意：管轄地で慣例となっている弁護士意見書の前付を挿入してください。]

弁護士名

日付

業務を行うことを許可されている管轄国

所属弁護士会名

注意事項

- ・ 本意見書は、申請組織の法人設立の管轄地または申請組織が保有する事業所や「日本弁護士連合会」に登録されている弁護士のみが作成可能です。
- ・ 本意見書に記載されている事項のいずれか事実を立証できない場合、該当項目及び該当箇所に取り消し線を引くことで、その旨を表明してください。
- ・ セコムトラストシステムズは、本意見書の正当性を確認するため、本意見書を製作した弁護士に対し連絡をする場合がございます。

本意見書を以下の送付先へ郵送してください。

[住所]

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前1-5-1

セコムトラストシステムズ株式会社

CA サポートセンター

[電話番号]

0422-91-8501